

議案第 17 号  
議決第 号

始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の件

始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出  
始良市長 湯元敏浩

始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中クをケとし、オからキまでをカからクとし、エの次に次のように加える。

オ オートキャンプサイト

別表(1) 施設等又は敷地等 ア 管理センターの研修室、オートキャンプサイト（ミニバンガロー付）、ミニバンガロー施設、シャワー施設、林間広場又は敷地等の表中「、オートキャンプサイト（ミニバンガロー付）」を「、オートキャンプサイト（ミニバンガロー付含む。」に、

「

オートキャンプサイト（ミニバンガロー付）	1区画1泊につき 4,400円	シャワー施設、炊事棟の使用を含む。
----------------------	--------------------	-------------------

」を

「

オートキャンプサイト	1区画1泊につき 3,300円	シャワー施設、炊事棟の使用を含む。
オートキャンプサイト（ミニバンガロー付）	1区画1泊につき 4,400円	シャワー施設、炊事棟の使用を含む。

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の規定によるオートキャンプサイトの使用に係る許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。